

自動車の種類

自動車の種類及び区分方法は道路運送車両法によるものと道路交通法によるものがあるが、自動車の検査、登録、届出、強制保険については道路運送車両法による分類が、運転免許、交通取締については道路交通法による分類が用いられている。

道路運送車両法

種類	自動車										原動機付自転車	
	普通自動車	小型自動車			軽自動車		大型特殊自動車	小型特殊自動車		第1種原動機付自転車	第2種原動機付自転車	
		農耕作業用	荷役運搬・土木建設作業用	付自転車	付自転車							
代表的な自動車	バス 大型トラック 大型乗用車	小型トラック 小型乗用車	3輪トラック	大型オートバイ	軽トラック 軽乗用車	オートバイ	ロードローラー ブルドーザー	農耕トラクター (注1)	フォークリフト シャベルローダー (注2)	ミニバイク	バイク	
構造	車輪数	4輪以上	4輪以上	3輪	2輪	3輪以上	2輪	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	2輪
	大きさ (m)	長さ 幅 高さ	4輪以上の小型自動車より大きいもの	4.7以下 1.7以下 2.0以下	3輪の軽自動車より大きいもの	2輪の軽自動車より大きいもの	3.4以下 1.48以下 2.0以下	2.5以下 1.3以下 2.0以下	制限なし	制限なし	4.7以下 1.7以下 2.8以下	2.5以下 1.3以下 2.0以下
造	エンジンの総排気量(CC.)	同上	660をこえ 2,000以下 (注3)	660をこえる	250をこえる	660以下	125をこえ 250以下	制限なし	制限なし	制限なし	50以下	50をこえ 125以下
検査	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×
登録	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×
届出	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
強制保険	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○

申請(手続) さきは次のとおり

- 運輸支局・・・普通自動車、小型自動車(小型特殊自動車を除く)、大型特殊自動車、
軽自動車(三輪以上を除く)
軽自動車検査協会・・・軽自動車(二輪を除く)
市区町村・・・小型特殊自動車、原動機付自転車

- (注) 1. 最高速度35キロ未満のものに限る。
2. 最高速度15キロ以下のものに限る。
3. ジーゼル機関を用いるものについては総排気量の適用はない。
4. 原動機付き自転車等については、道路運送車両法上の届出義務はないが、条例により市区町村へ届出で、ナンバープレート(標識番号標)をつけることになっている。

道路交通法

種類	自動車							原動機付自転車
	大型自動車	中型自動車	普通自動車	大型自動2輪車	普通自動2輪車	大型特殊自動車	小型特殊自動車	
構造その他	・車両総重量 11トン以上 ・最大積載量6.5トン以上 ・乗員定員 30人以上 のいずれかに該当する自動車	・車両総重量 5トン以上 11トン未満 ・最大積載量 3トン以上 6.5トン未満 ・乗車定員 11人以上 30人未満 のいずれかに該当する自動車	他のいずれにも該当しない自動車	総排気量 400ccをこえる2輪の自動車	総排気量50cc をこえ 400cc 以下の2輪の 自動車	小型特殊自動車の規格をこえるもの	・長さ4.7m以下(注) ・幅 1.7m以下(注) ・高さ2.0m以下(注) 最高時速15キロ以下	二輪のもの及び総理大臣が指定する三輪以上のもの(車室なしかつ輪距50cm以下及び側面が開放されている車室を備え、かつ輪距50cm以下):50cc以下、その他のもの:20cc以下

(注) ヘッドガード等を備えた自動車で、ヘッドガード等を除いた部分の高さが2.0m以下のものについては、2.8m以下。